

学科教本 統合版 改訂表

(令和6・11・1改訂版 対応)

P.5

『3. 自動車』を以下のように変更します。

3. 自動車

原動機を用い、レールや架線によらないで運転する車または特定自動運行を行う車で、原動機付自転車、軽車両、移動用小型車、身体障がい者用の車、遠隔操作型小型車、歩行補助車や乳母車など(「歩行補助車など」といいます。)以外のものをいいます。

P.7

『31. 運転』を以下のように変更します。

31. 運転

道路で、車や路面電車をその本来の使い方に従って用いること(ペダルが備えられている自動車や原動機付自転車をペダルのみを用いて走行させる場合を含み、特定自動運行を行う場合を除きます。)をいいます。